

生駒市条例第20号

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例

生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「資する」の次に「とともに、地域のにぎわいの創出を図る」を加える。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条第1項中「及び竹生庵<sup>ちくぶあん</sup>」を「、竹生庵<sup>ちくぶあん</sup>、多目的広場及び多目的グラウンド」に改め、「並びに多目的広場及びゲートボール場」を削り、同条第3項中「、多目的広場及びゲートボール場」を削る。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、営利目的で使用する場合における利用料金は、同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に2を乗じて得た額とする。

第9条第1項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表の2の表中「竹生庵<sup>ちくぶあん</sup>利用料金」を「その他有料園施設利用料金」に改め、同表に次のように加える。

多目的広場	5,920円	9,880円	15,800円
多目的グラウンド	1,970円	3,300円	5,270円

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。